

# 香川県以外で行われる法定講習の受講について

## 1 事前にご確認いただく事項

次の事項については、承認願を提出する前に、必ず、ご自分で確認してください。

- ① 受講を希望する法定講習の実施団体が、香川県で宅地建物取引士資格登録を受けている者の受講を認めているかどうか。

実施団体の所在する都道府県で登録されている者以外の受講を認めていない場合があるので、特に注意してください。

- ② 受講を希望する法定講習の実施日時、場所など。

## 2 承認願の提出手続

- ① 承認願の用紙に、受講年月日の欄まで、必要事項を記入してください。
- ② ご自分の住所、氏名を記載し、定形通常郵便料金（84 円）分の郵便切手を貼付した返信用封筒（定形内の大きさのもの）を同封してください。

承認願は、次の所へ郵送してください。

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1-10

香川県 土木部 住宅課 総務・宅地建物指導グループ

（直通電話）087-832-3582

## 3 法定講習の受講申込

- ・受講の申込は、受講希望の法定講習の実施団体に、ご自分で行ってください。

## 4 宅地建物取引士証の交付申請

- ① 「宅地建物取引士証交付申請書」に、必要事項を記入の上、写真を貼付し、法定講習の受講後、「法定講習の他県受講について」に記載されている「講習受講証明書」に講習を修了した旨の証明を講習実施者から受けてください。
- ② ①の「宅地建物取引士証交付申請書」に、宅地建物取引士証用の写真1枚を添付し、裏面のいずれかへ郵送してください。その際、法定講習を修了した旨の証明がされた「法定講習の他県受講について」の書類とご自分の住所、氏名を記載し、簡易書留料金（434円）分の郵便切手を貼付した、返信用封筒（定形内の大きさのもの）を同封してください。なお、香川県証紙代金4,500円は、現金書留で、同じ所へ郵送してください。

〒760-0067

香川県高松市松福町一丁目10-5

(公社)香川県宅地建物取引業協会

(電話)087-823-2300

〒760-0080

香川県高松市木太町802番地

(公社)全日本不動産協会香川県本部

(電話)087-887-6726

